

県立彦根総合運動場スイミングセンターにおける事故報告書

平成24年10月12日

公益財団法人 滋賀県体育協会
県立彦根総合運動場スイミングセンター事故調査班

目 次

1、事故発生日時	
2、事故の場所	
3、事故者住所氏名等	
4、事故の状況	・・・・・・・・・・ 1
5、当日のプール利用と監視体制	
1) 当日のプール利用	
2) 当日の監視体制	・・・・・・・・・・ 2
6、通常のプール利用と監視体制	
1) スイミングセンターの個人利用	
2) 通常の監視体制	・・・・・・・・・・ 2
7、消防署員のプール利用	
1) これまでの消防署員のプール利用	
2) 事故者のプール利用	・・・・・・・・・・ 3
8、事故発生時の経過	・・・・・・・・ 4～8
9、事故後の経過と対応	・・・・・・・・ 8、9
10、今後の安全対策の徹底	
1) 個人利用の安全性の確保	・・・・・・・・ 10
①監視業務	
②潜水行為の禁止	
③職員の体制	
④その他の安全対策	
2) 団体利用の安全性の確保	・・・・・・・・ 12
(別紙) 事故当日の監視体制配置図	・・・・・・・・ 13
プール事故現場写真	・・ 14、15、16

関係資料：監視員（プールアルバイト）説明会次第・・・資料1

平成24年度スイミングセンターライフガード手引き・・・資料2

事故発生現場対応マニュアル・・・・・・・・資料3

平成24年度プール監視員名簿・・・・・・・・資料4

スイミングセンター使用上のお願い(個人)・・・資料5

彦根総合運動場職員勤務予定表(8月)・・・資料6

プール監視体制等の基準の比較・・・・・・・・資料7

平成24年度8月31日のプール日誌・・・・・・・・資料8

体育施設利用助成券 写・・・・・・・・資料9

指定管理施設管理運営に関する協定書・・・・・・・・資料10

滋賀県遊泳用プール条例および施行規則・・・資料11

遊泳用プールの再開及び遊泳用プール開設許可申請書・・・資料12

県立彦根総合運動場スイミングセンター事故調査班設置要綱・・・資料13

県立彦根総合運動場スイミングセンター 事故発生状況報告書

1. 事故発生日時 平成24年8月31日(金) 12:50頃
プールコンディション
11:00時点 天候 晴れ 気温 31.3° 水温 29.9°
2. 事故の場所 滋賀県立彦根総合運動場 スイミングセンター 25mプール
(25mプール第6コースのスタートから6m付近)
3. 事故者氏名住所等 ■■■■■ 男性 26歳 (彦根市消防署員)
■■■■■
(平成24年9月2日午前1時10分 彦根市立病院で死亡)

4. 事故の状況

- は、当日午前、彦根総合運動場スイミングセンターに潜水訓練のために来場し、25mプールで様々な潜水の練習を繰り返していた。
12時50分頃、第6コーススタート側6m付近において、潜水中の同氏がなかなか浮上してこないことから、巡視中の■■■■■監視員が不安になり、■■■■■指導員に連絡し「すぐ引き上げるよう」指示を受け、プールに飛び込み水面に引き上げた。
- 監視員は、水面上への引き上げと同時に、■■■■■の頬を数回たたき、「あかん、呼んで」と大声で救助を求める。
■■■■■監視員は、監視室に走り込み、待機中の監視員に救急車の手配と救助を頼み、引き上げに向かう。■■■■■監視員は救急車を手配、救助には■■■■■監視員が駆けつける。
- 監視員は、25mプールスタート側7コース手すり側まで■■■■■を移送し、■■■■■・■■■■■・■■■■■監視員がプールサイドに引き上げ、職員の■■■■■指導員が心肺蘇生(心臓マッサージ30回+吹き込み2回+30回)の応急処置を行う。
- 同スイミングセンター飛込プールで水難救助の訓練をしていた東近江市行政組合消防本部がプールサイドに駆けつけてくれ、■■■■■指導員の蘇生に引き続き、心肺蘇生とAED、アンビュー(直接肺に酸素を機械的に入れる装置)による応急処置を行う。
- その後、3名の救急隊員を乗せた彦根市消防車が到着し、応急処置を行っていた東近江市行政組合消防本部に代わって、引き続き応急処置を行う。
- 彦根市消防署救急車が到着し、彦根市立病院へ移送される。

5、当日のプール利用と監視体制

1) 当日のプール利用

事故時のプール利用状況は、25mプールには潜水練習を目的とされる[]のみで50mプールには一般遊泳者1名、飛び込みプールには、東近江市行政組合消防本部が水難救助の訓練として団体利用されていた。

2) 当日の監視体制

○プール勤務者

職員：	[]主幹	[]主査	[]指導員
監視員：	[]監視員	[]監視員	[]監視員
	[]監視員	[]監視員	[]監視員
	[]監視員	[]監視員	[]監視員

以上9名

○監視体制

- ・当日の午前中は、9名の監視体制で臨んでおり、25mプール監視台に1名、50mプール監視台に1名、両プール巡視に1名、受付1名、待機5名を30分交代のローテーションで監視業務にあたっていた。
- ・事故発生時は、25mプール監視台に[]監視員を、50mプール監視台には[]監視員を、巡視員として[]監視員が巡視にあたっていた。
監視室には、[]監視員、[]監視員、[]監視員、[]監視員、[]監視員が待機、[]監視員は受付対応を行っていた。

※事故当時監視体制配置図別紙

6、通常のプール利用と監視体制

1) スイミングセンターの個人利用

スイミングセンターの個人利用は、8月は午前10時から午後5時まで、7月と9月は午後1時から5時までとしている。

プールでの禁止行為は、シュノーケルの使用、潜水および飛び込み行為としている。このような行為は、混雑時の一般遊泳者と溺者との区別・監視が難しいことなどから事故の未然防止として禁止している。

また、利用者の健康・安全面上を考慮し、一般開放時には極少数の利用者の場合を除き1時間に10分間の休憩をとるよう場内アナウンスで周知・徹底している。

2) 通常の監視体制

これまでの利用実績をもとに土日・祝日には監視員11名、平日は、監視員7名を原則数として、各プール午前・午後等の利用者に応じて配置している。監視員は、監視台から事故防止のための監視・巡視員との連携、巡視員は、プール内での禁止事項の徹底を図るため監視員と連携しながらパトロールを行っている。

監視・巡視・待機は30分ローテーションとしている。

7、消防署員のプール利用

1) これまでの消防署員のプール利用

消防署員の個人利用は、平成22年度から始まり、当時、利用を希望する消防士から「人命救助に必要な潜水トレーニングとして、シュノーケリングや素潜りの潜水、腕時計着用での潜水の練習を行いたい」との申し出があり、当時のプール責任者は一般遊泳と異なる明確な人命救助目的のためのトレーニングであることから、条件として25mプールに限り一般利用者がいない時、または極少人数の際には6～7コースを指定し承諾した経緯がある。

なお、消防署員の団体利用については、従前から公務として申請書による飛び込みプールでの人命救助に関わる潜水訓練を行っていた。

○消防署員の個人利用<25mプール>

平成22年度	彦根市消防署	7月23日～9月25日の間に18回	20名
	湖北地域消防組合	7月1日～9月11日の間に22回	22名
平成23年度	彦根市消防署	7月9日～7月22日の間に3回	3名
	湖北地域消防組合	8月1日～9月11日の間に4回	6名
平成24年度	彦根市消防署	7月12日～8月31日の間に7回	12名
	湖北地域消防組合	8月5日～8月22日の間に4回	4名

○平成24年度の消防署の団体利用<飛び込みプール>

7月30日(月)午後	東近江市行政組合消防本部	14名
8月22日(水)午後	東近江市行政組合消防本部	14名
8月23日(木)午前	湖北地域消防本部水難救助隊	8名
8月24日(金)午後	東近江市行政組合消防本部	4名
8月30日(木)午前	湖北地域消防本部水難救助隊	15名
	(彦根市消防署員 5名含む)	
8月31日(金)午後	東近江市行政組合消防本部	5名

2) 事故者のプール利用

彦根市消防署員である■■■■■は、7月12日に勤務先の同署員と共に来場し、25mプールサイドにおいて「シュノーケルとフィンを使わせて下さい」と■■■■■指導員に申し出る。■■■■■指導員は、「フィンは貸し出しもしているので使えます」と答えた。消防署員は「自分達は、消防士であり人命救助のトレーニングである潜水訓練のため泳ぎに来ており、昨年も何回か使わせてもらいました」と昨年のことを話され、25mプール6～7コースに行き、練習を始めた。

今年度から勤務する■■■■■指導員は、彦根署の消防士から昨年も潜水行為を行っていたことを聞いたものの、潜水行為がプールでの禁止事項となっていることから、注意を促そうと思ったが、緊迫した2人の熱心な練習を見て、邪魔になると思い声がかけれなかった。

その時の練習は、シュノーケル、フィンを着用し5m以上泳いだ後、水中に潜り左右を確認しながら潜水、25mプール折り返しの側壁到着後も顔を上げずにシュノーケルにより呼吸を整え、再び折り返し側から同じ潜水練習を数回繰り返していた。先輩消防士は、潜水時間および泳法等を指導されていた。こうしたトレーニングメニューを1セットとして、繰り返し行っていた。

- ・ 指導員は、業務終了後、プール責任者主査に、消防士から潜水トレーニングの申し出があり、潜水トレーニングをされていたことを報告する。主査は、前任者(前年度のプール担当者)から、このことを引き継いでおり、利用者が多いときは断るように指導した。

- ・ は今年度7回利用されており、通常は2、3名でシュノーケリングによる潜水、素潜りでの潜水、腕時計着用での潜水トレーニングを行っていた。事故当日は、1名での来場であった。

○ と彦根市消防署消防士の利用実績

平成24年7月12日(木)	2名	7月19日(木)	3名	
8月10日(金)	2名	8月20日(月)	2名	
8月22日(水)	1名	8月28日(火)	1名	
8月31日(金)	1名			計7回

8、事故発生時の経過

事故当時の経緯については、事故時の状況を監視員及び職員から聴き取り、時系列に記載したものである。

10:00	監視	監視員	
	巡視	監視員	・ 25mプール0名、50mプール3名が利用していたが、異常は認められなかった。
10:30	監視	監視員	
10:35~40			・ がプールに入場される。
10:45頃			・ 準備運動を始め、その後フィン、シュノーケル着用で6コースの水面を泳いでいた。
			・ 「消防士の方が1人で来ている」とに監視員に引き継いだ。
	巡視	監視員	
			・ 25mプールに、フィンとシュノーケルをもった利用者を確認した。
11:00	監視	監視員	
			・ シュノーケル、フィンを着用し5m以上泳いだ後、水中に潜り左右を確認しながら潜水、25mプール折り返しの側壁到

着後も腕時計により秒数をカウントしながらシュノーケルにより呼吸を整える休息をとり、その後、折り返し側から同じ練習を繰り返していた。

- ・「消防士の方が、潜水訓練をしています」と■■■監視員に引き継いだ。

巡視 ■■■監視員

- ・25mプール1名、50mプール3名の利用者を確認。異常は認められなかった。

11:30 監視 ■■■監視員

- ・シュノーケル、フィンを着用し5m以上泳いだ後、水中に潜り左右を確認しながら潜水、25mプール折り返しの側壁到着後も腕時計により秒数をカウントしながらシュノーケルにより呼吸を整え、こうした練習を繰り返していた。
- ・15分後、一旦プールサイドに上がりシュノーケルとフィンを外し、その場を離れ数分後に戻ってきた。
- ・再び潜水訓練に入るが、シュノーケルとフィンを使用せず、ゴーグルのみで潜水し、泳いでいた。
- ・「一人だけ潜っています」と■■■監視員に引き継いだ。

巡視 ■■■監視員

- ・25mプールで潜水訓練の利用者を確認。異常は認められなかった。

12:00 監視 ■■■監視員

- ・3～5分ほど呼吸を整え30mを平泳ぎで潜水して浮上し、その後水中を歩いてスタート側に戻る訓練を1本行い3～5分ほど休憩を取り、50mを平泳ぎで潜水する訓練を1本行った。
- ・その後、7コース側壁にあるはしご(手すり)を持ち、腕時計で計測しながら潜水(1回1分～2分)を数回繰り返していた。
- ・このあと、6コース6m付近に移動し、腕時計を見ながら水底で静止状態の潜水練習を行い始めた。
- ・「10秒から20秒前に、潜水を始めた」と■■■監視員に引き継いだ。

巡視 ■■■監視員

- ・25mプールで潜水訓練の利用者、50mプール1名の利用者を確認。異常は認められなかった。

12:30 監視 ■■■監視員

- ・■■■監視員から引継ぎ、監視台から25mスタート側6コース6m付近で、黒系のスイミングキャップ、黒系のスパ

ツツ水着姿の消防士が、プール水底で両肘をついてうつ伏せで潜水しているのを確認した。プールサイドに見覚えのあるシュノーケル・フィンが置いてあった。

- ・当日は風があり、水面には波があった。太陽の照り返しが強く、まぶしく感じた。
- ・プールBGMによる音楽が流れていた。
- ・プール全体を見回していた。ビート板や危険ヶ所がないことを監視台上で確かめる。

巡視 ■■■ 監視員

- ・監視室横の物置にある網を持ち、50mプールの巡視を始めた。

監視 ■■■ 監視員

- ・有線放送JPOPヒットチャート1曲目が終わり、時計を見たら3分くらい経っていて、まだ潜っていたので、潜水トレーニングは凄いなと思った。
- ・■■■監視員が50mプール折返し付近を巡視していた。

巡視 ■■■ 監視員

- ・50mプール折返し側9コース付近の巡視をしながら網で水面のゴミをすくっていた。

監視 ■■■ 監視員

- ・監視台から、25mプール全体を見回す。1コース側に設置されている底上げフロア間に隙間が開いていないことを確認する。
- ・有線放送JPOPヒットチャート2曲目の終わりの時にも、うつ伏せ姿勢で潜水していた。

巡視 ■■■ 監視員

- ・50mプールスタート側1コース付近の巡視をしていた。

監視 ■■■ 監視員

- ・有線放送JPOPヒットチャート3曲目が流れている途中に、■■■監視員が50mプールから25mプールに移動し、25mプール折返し側7コース付近の巡視をしながら網で水面のゴミをすくっていた。

巡視 ■■■ 監視員

- ・巡視の途中、監視台の前で一度立ち止まり、潜水中の消防士の様子を見て、その後プールサイドスタート側のベンチの方に移動した。
- ・潜水の様子を見て「どれくらい潜っているの」と■■■監視員に聞く。

監視 ■■■ 監視員

- ・「1.0分ぐらいです」と答え、不安もあったが消防士への

信頼感が強かった。

巡視 ■■■ 監視員

・「そんなに潜れるの」と■■■ 監視員に不安を伝える。

監視 ■■■ 監視員

・不安であったが、■■■ 監視員が来たことで安心感をもった。

巡視 ■■■ 監視員

・腕時計を見ている姿勢で、手を握っており、なおかつ足首は90度、つま先と肘で身体を支えていたことからトレーニング中だと思ったが、時間が時間なので不安が次第に強くなり■■■ 監視員に「手を握ってはるしな」と言う。

監視 ■■■ 監視員

・それまでは、重りを握って潜水していると思っていたが、違うことに気づく。

巡視 ■■■ 監視員

・消防士なので溺れることはないと思っていたが、溺れている可能性もある。助けに行くべきか、もし訓練なら邪魔になるかもしれない。訓練であってほしいという思いが頭の中を駆け巡り動揺し、■■■ 監視員に「大丈夫かな」と不安と動揺を伝える。

監視 ■■■ 監視員

・早く水面に上がってほしいという思いで不安が強くなってきた。

巡視 ■■■ 監視員

・「不安やわ」と■■■ 監視員に言うと、「自分も不安です」と答える。
・「■■■ さんに電話してくる」と言いながら監視室に走る。

12:51頃 巡視 ■■■ 監視員

・■■■ 指導員の携帯電話に連絡し「すぐに引き上げるよう」指示を受け、プールに飛び込んだ。
・水中で肩に触れたところ反応がなく、すぐに水面に引き上げ、プールサイドに移しながら、頬を数回叩き「大丈夫ですか」と声をかけ、■■■ 監視員に大声で「あかん、呼んで」と叫ぶ。

監視 ■■■ 監視員

・監視室に走り込み、待機中の監視員に救急車の手配と救助を頼み、引き上げに向かう。
・■■■ 監視員が119番通報し救急車を手配、■■■ 監視員は救助に向かう。

巡視 ■■■ 監視員

- ・スタート側7コース手すり側のプールサイドへ■■■■、■■■■、■■■■、■■■■監視員4名で引き上げ、すぐに職員の■■■■指導員が心肺蘇生の応急処置(心臓マッサージ30回+2回吹き込み+30回)を行う。
- ・救助を求めるため、飛び込みプールに走る。
飛び込みプールで救助訓練していた東近江市消防署員5名が駆けつけ、■■■■指導員に引き続き心肺蘇生とAED、アンビュー(直接肺に酸素を機械的に入れる装置)による応急処置を行う。

彦根市消防車が到着、東近江市消防署員に代わって引き続き応急処置を行う。直後、彦根市救急車が到着し、直ぐに彦根市立病院へ移送される。

9、事故後の経過と対応

8月31日(金)

《警察》・警察による事故の状況の聴き取りと現場確認。

その後、彦根警察署からの呼び出しにより、■■■■主幹、■■■■監視員、■■■■監視員の事情聴取があった。

持参物：事故当日の監視員のスケジュール表、監視員名簿
監視員指導マニュアル、事故発生現場対応マニュアル

《運動場・事務局》①事務局本部より職員を派遣し、彦根運動場職員と共に事故及び事故後の状況把握

②事故現場対策班の設置

班員：場長 ■■■■、主幹 ■■■■ 副主幹 ■■■■
主査 ■■■■ 主査 ■■■■

- ・現場確認
- ・状況の把握
- ・事故報告書(速報版)の作成
- ・監視員への聴き取り
- ・ご家族(■■■■)への誠意ある対応
- ・一般利用への対応(休業の決定)
- ・今後の安全対策の検討
- ・県スポーツ健康課への報告・連絡

9月1日(土)

《ご家族》・■■■■場長が彦根市立病院に見舞いに行く。

9月2日(日)

- ・彦根市消防署課長から彦根総合運動場に■■■■が亡くなられた連絡を受ける。

《ご遺族》・滋賀県教育委員会スポーツ健康課 ■■■■課長他3名が、彦根総合運

動場の状況確認に来場。その後、ご遺族宅にお悔やみに行く。

9月3日(月)

《事務局》・県立彦根総合運動場スミングセンター事故調査班の設置

事故調査班員構成：体育協会理事長 ■■■■■、常務理事 ■■■■■
事務局長 ■■■■■、総括次長 ■■■■■

なお、9月下旬には、第三者の調査班員として体育協会 監事 ■■■■■
■■■■■、県水盟副理事長 ■■■■■に加わっていただく

9月4日(火)

《ご遺族》・■■■■■場長が能登川クリスタルホールの通夜に参列する

・体育協会より■■■■■常務理事が参列

9月5日(水)

《調査班》・彦根総合運動場にて、事故発生時の監視体制について調査

《ご遺族》・■■■■■場長が能登川クリスタルホールの告別式に参列

・体育協会より■■■■■副会長が参列

9月7日(金)

《警察》・■■■■■主査が彦根警察署で事情聴取を受ける

・死因は、「失神発作による溺死」と聞かされる

9月9日(日)

《調査班》・彦根総合運動場にて、事故発生時の調査

9月12日(水)

《調査班》・彦根総合運動場にて、調査内容の確認

《ご遺族》・■■■■■主査が10日・11日に電話で弔問をお願いしていた件で、ご遺族からの許しを得たので霊前にお参りする

9月13日(木)

《警察》・彦根警察署刑事課3名による現場確認、■■■■■主査が立ち会う

現場写真、監視台から事故現場までの距離の測定

9月14日(金)

《調査班》・彦根総合運動場にて、事故発生時の調査

9月17日(火)

《ご遺族》・■■■■■場長が弔問に伺いたいと電話を入れるが断られる

9月19日(水)

・■■■■■場長、■■■■■事務局長が彦根市消防署に伺う

9月20日(木)

・■■■■■場長が東近江市行政組合消防本部に伺う

9月24日(月)

《ご遺族》・■■■■■主査が、ご遺族に電話で職員の弔問についてお願いするものの断られ、忌明け以降、再度連絡を入れることで了解される

10、今後の安全対策の徹底

公共スポーツ施設としての性格上、スイミングセンター個人利用には、幼児から高齢者まで幅広い年代の利用者が、しかも様々な目的をもって利用されることから、事故を未然に防止するための体制と、事故や緊急を要するアクシデントに対する適切な措置と迅速な対応が必要とされている。

今回の事故の反省を踏まえ、二度とこのような事故を起こさないよう利用者の安全・安心を確保するための監視員の指導、監督の強化並びに施設管理業務の徹底に取り組む。その具体的な安全対策として、次の1)～2)の改善を図るとともに、事故調査班および事故対策班により、今後さらに業務内容・監視体制・危機管理体制等を再点検し、改善に努める。

1) 個人利用の安全性の確保

①監視業務

事故を未然に防ぐための監視業務の体制については、監視員の指導・監督を行う職員と利用人数に応じた適切な監視員数の確保、プール全体を見渡せる監視台の配置、監視台からの死角を補う巡視員の配置、場内アナウンスによる注意喚起等を行っていた。監視員については、滋賀大や滋賀県立大の水泳部および運動部に所属する学生で一定の泳力があり、大学等での救命救急講習会に参加した学生を優先的に採用し、監視を担当させるにあたっては、スイミングセンターが開催する監視業務説明会(2時間程度)で、監視員指導マニュアル、事故発生現場対応マニュアルによる監視員の業務内容と心構え等についての研修を行っていた。

しかし、今回こうした事故を未然に防げなかったことの反省から、必要な研修受講の充実と、これを実際の監視業務で発揮できるよう様々なケースを想定した実技訓練を実施することとする。

<見直し事項>

採用時のスイミングセンター研修会の充実と受講の義務付け、専門機関が実施する救命救急等講習会の受講、事故防止のための定期的な実技訓練を実施する。

また、個人利用者には、より一層の安心・安全を提供するため、プール使用に関する注意事項の徹底を図る。

1)監視員の採用時において実施する研修会を充実し、プール現場での実技に重点を置き、この課程を修了したものを監視業務にあたらせる。

○彦根総合運動場ライフガイド研修会 4時間

研修会内容：監視の勤務心得、事故を未然に防ぐ監視方法、プール営業日程、監視員指導マニュアル、事故発生現場対応マニュアル、事故発生時の対応、ヒヤリ・ハットの事例研修、事故を未然に防ぐための実技訓練

2)監視員のリーダーに、下記講習会を受講させ、日々の監視業務の強化を図る。

○日本災害救護推進協議会による安全管理講習会 5時間

講習内容：監視業務、事故者救護法、救命法実技、水質管理法、利用者とのトラブル対応法、個人情報の取り扱い等

3) 事故を未然に防ぐ監視訓練、事故を想定した水難救助訓練を定期的実施する。

○定期講習会

訓練内容：事故未然防止の監視・指導訓練、事故者救護法、心肺蘇生法、AED操作方法、監視員の連携確認

4) プール使用の注意事項を徹底する。

・利用者の健康管理と安全対策のため、毎時55分～05分の間に10分間の休憩を義務づけ、場内アナウンスで徹底を図る。

・プール利用にあたっての注意事項のチラシを受付で配布する。

5) 監視業務に係わるマニュアルを事故の未然防止の関連から再点検する。

・事故発生現場対応マニュアルの見直し

・監視員指導マニュアルの見直し

②潜水行為の禁止

平成22年度以降は、消防士が行う特別な訓練で、人命救助等目的が明確であることから特例として承諾してきたが、個人利用の潜水行為は危険な行為として、シュノーケルやフィンの使用も含めて禁止する。

③職員の体制

平成22年度において、潜水行為は、消防署員に限り利用者禁止事項の特例として認めてきたが、その判断の際に、組織としての決定がなされていなかったことがある。

また、職員の業務分担では、プール監視室に担当責任者を配置しているものの、事故当日の責任者(担当)の交代時にあつては、交代職員との連携・連絡と監視員に対する指示が十分でなかった。

さらに、監視台、巡視とローテーション、待機についても充分かつ適切な監視体制となるよう見直すこととする。

<見直し事項>

1) プールの管理と利用について変更する場合は、十分な調査・検討をしたうえで、組織としての決定を行うことを再確認し、今後、励行を徹底するとともに全職員に周知する。

2) プール担当として配置された職員は、監視室に常駐し、責務及び業務を明確に理解するとともに、監視員への適切な指導と監督を行うことを徹底する。こうしたことに対応するため、プールの担当業務をより明確にした「プール責任者業務マニュアル」を作成、実行する。

3) 彦根総合運動場職員には、次の講習会のいずれかを受講させ、緊急時の適切な措置が迅速に行えるよう体制を強化する。

○消防署による普通救命講習会 1.5時間

講習内容：心肺蘇生法、AED操作方法、窒息時の手当、止血法

○日本赤十字社救急法講習会 4時間

講習内容：一次救命処置の手順、心肺蘇生法、AED操作方法

4) プール責任者、監視員リーダーについては、次の講習会を受講する。

○日本災害救護推進協議会による安全管理講習会 5時間

講習内容：監視業務、事故者救護法、救命法実技、水質管理法、利用者とのトラブル対応法、個人情報の取り扱い等

5) 監視員および監視台の適切な配置

- ・入場数等、利用状況に応じて担当職員、監視員リーダー、監視員のローテーションを組み、適切に監視員を配置する。
- ・天候等を考慮した監視台の配置、全体を見渡せる監視台の高さ、利用状況に応じた巡視の仕方とする。

④その他の安全対策

これまで、開場前のミーティングにより、当日の利用団体の確認と監視上の注意喚起に努め、終了後についてもミーティングにより当日の反省を行ってきたが、日々の日常業務に反映するまでに至っていない場合があった。

<見直し事項>

今後は、危険箇所やヒヤリ・ハットの出来事があれば、迅速に職員に報告し、併せて業務日誌に記載の上、職員および監視員への共通理解を図るとともに、予知されるアクシデント等への対応を検討する。また、AED設置場所や警告表示板、指導表示板、注意事項掲示板などについても再確認し、事故の未然防止に繋げる。

2) 団体利用の安全性の確保

スイミングセンターを大会等で利用する団体に関しては、施設・設備・用具等の不備から発生が予測されるアクシデントを回避するため、より一層綿密な日常点検や保守点検の徹底と再確認に努め、安心・安全なプールコンディションを利用団体に提供する。

その他、学校団体・水泳クラブ等の共用利用の団体についても、利用の留意点を徹底し、事故の未然防止と突発的なアクシデントへの対応を図るよう、主催団体と協議、調整を行い、利用の状況に応じて、プール担当職員を配置する。

なお、水難訓練等、施設特性を活かした目的外使用等に関しては、彦根総合運動場目的外使用許可申請書により利用団体と協議・打合せを行い、安全性を確認のうえで使用を許可するものとする。